

レッド・パージ被害者に対する

日弁連勧告の速やかな実施を求める声明

日弁連（日本弁護士連合会）は、10月24日付で、3名のレッド・パージ犠牲者からの人権救済申し立てに対して、3名はいずれも1950年に日本共産党員であることを理由に解雇・免職されたものであると認定し、これが憲法や世界人権宣言が保障する思想良心の自由、法の下での平等、結社の自由を侵害するものであるとして、当該企業及び日本政府に対して可及的速やかに、名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずることを勧告した。

レッド・パージは、日本が全面的占領下にあった1949年から1950年にかけて、アメリカ占領軍と日本政府、財界が、労働運動と民主勢力の弱体化を狙って、日本共産党員とその支持者であるというだけの理由で、数万人の労働者を免職・解雇したという事件である。これは、労働者の思想信条を直接に侵害するものであり、戦後最大の人権侵害の一つである。ところが、最高裁が、独立回復後もなお、占領下でのマッカーサー指令を絶対視して解雇を適法とする判断を示したこともあって、この明白かつ深刻な人権侵害が長年にわたって放置され、救済が図られてこなかった。

今回の勧告は、レッド・パージ被害者に対する思想良心の自由、結社の自由に対する侵害の事実と深刻な被害の実情を丹念に認定したうえ、「人権擁護の視座に立って、これを検証し、申立人らを含めレッド・パージにより解雇された者らの人権救済を図ることは極めて重要な意義がある」という判断のもとになされたものである。

われわれは、日弁連が3名の人権救済申し立てを正面から受け止め、人権救済を図るための勧告を行ったことを全面的に支持する。そして、不当な人権侵害を行った企業、政府が、勧告を受け入れて、本件の申立人らを含むレッド・パージ被害者らの人権救済のために名誉回復や補償などの措置を直ちに講ずることを強く求めるものである。

2008年11月22日

自由法曹団